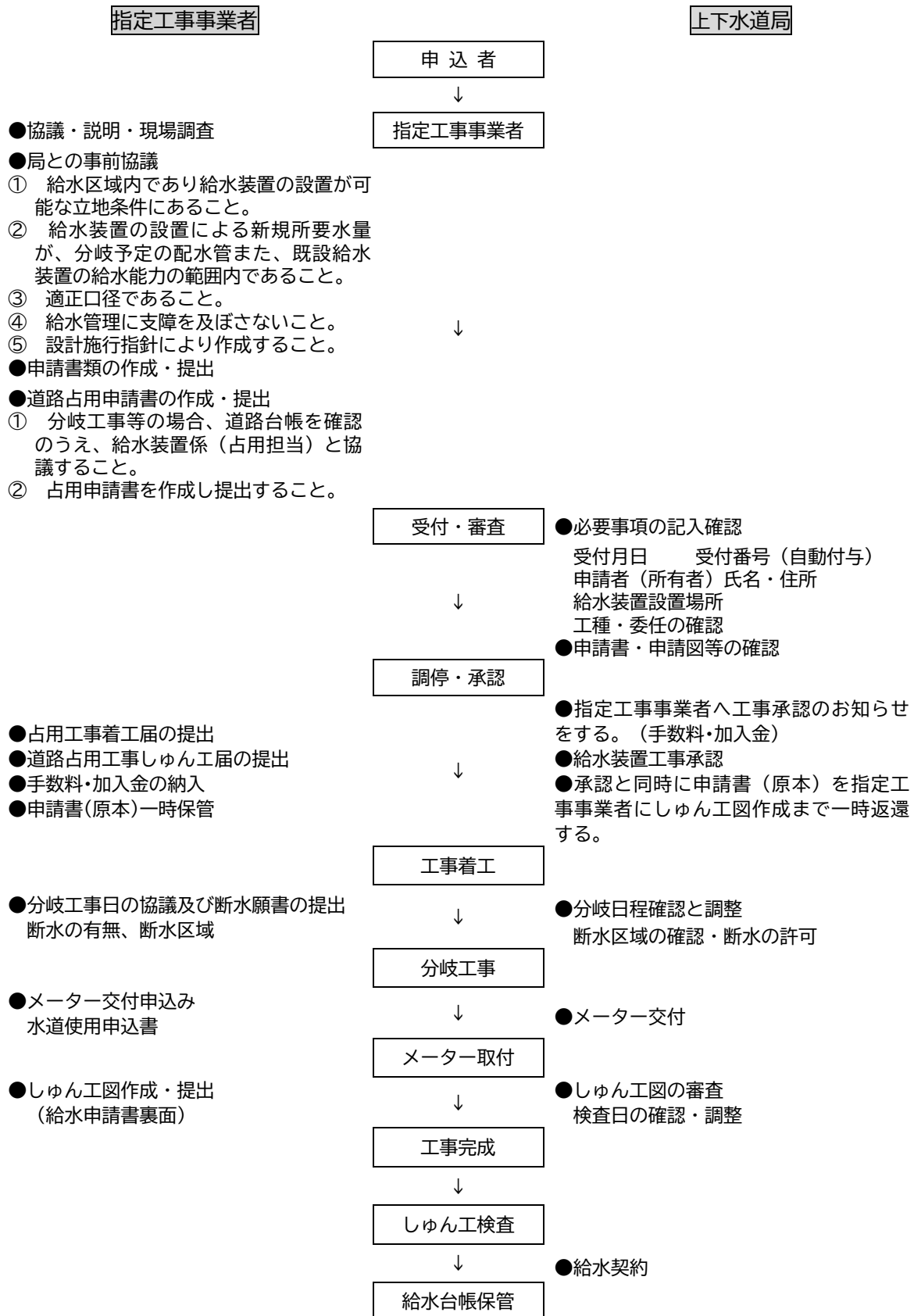


第12章 給水装置工事に関する事務手続き要領

1 給水装置工事事務フロー



2 給水装置工事の申請

給水装置工事には、新設、改造、撤去の3種類があり、設計及び施工は管理者が指定した給水装置工事事業者が行うものである。これらの施工にあたっては、局に工事の申し込みをし、設定については審査を受け、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。工事に関する事務手続きは、次のとおりである。

(1) 給水装置の基本調査

給水装置工事の依頼を受けた場合、現場の状況を把握するために必要な調査を行うこと。基本調査は、設計・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は設計の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるため慎重に行うこと。

(2) 給水装置工事施行承認申込書及び附属書類

① 申込書〈様式第1号〉

ア 申込者

- ・ 住 所
アパート等の部屋番号は記入しない。
郵便番号の確認を行うこと。
- ・ 氏 名
所有者が法人か個人かの確認を必ず行うこと。
電話番号を記入すること。
氏名には必ずフリガナをふること。

イ 設置場所（コード記入しない）

- ・ 場所は、装置の設置を特定するために必要なため、福島市—字—番—号と必ず記入すること。
- ・ 番地等がまだ決まっていない場所等は、字—番「地内」又は、字—「地内」とすること。
- ・ 装置が2つ以上の「字」又は、「番地」にわたって設置する場合は、装置の多い字名を記入し、字—「外」とすること。

ウ 工事種別及び内容

- ・ 種別 新設……新たに給水装置を設ける工事
- ・ 種別 改造……給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、これらの改造工事には、水道事業者が事業運営上必要として施行している工事で、配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替又は布設替え等を行う工事のほか、メーター位置を変更する工事
- ・ 種別 撤去……給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事

エ 委任事項

- ・ 指定工事事業者が申込者より受任する事項であるため、きちんと説明すること。

オ 工事期間

- ・ 適切な工事期間とすること。（承認の日より 年 月まで 日間）

カ 工事金額

- ・ 工事金額については、契約金額とする。なお建築業者一括請負の場合は、給排水設備のうち給水設備の金額とする。（千円未満は切捨て記入のこと）
- ・ 積算された工事金額の内訳書については、常に局に提出できるよう保管すること。

キ 保健所の確認

- ・ 受水槽式給水（飲用水以外は除く）は、保健所の確認をとること。（申込書の「記事」の欄に記入）

ク 代理人の選定

- ・ 水道条例第16条の定めるところで給水装置の所有者が市内に居住しないとき、または管理者が必要があると認めたときは、市内に居住する代理人を定めることになっているため、代理人届を提出すること。

ケ 残存管の承諾

- ・ 公道分における給水装置が不要となる場合の承諾（要協議）

コ 共同施工者の確認

- ・ 共同施工の場合は、別紙に施工者（代表含む）の住所、氏名記入をすること。

②使用材料承認一覧表（資料27号）

材料名、認証機関、会社名等を記入して申込書に2部添付し提出すること。1部局保管。

③水理計算書

次のいずれかに該当する場合は、水理計算書を提出すること。
ただし、分岐本管の水圧は、0.196MPaとする。

ア 口径30mm以上の給水本管

イ 口径40mm以上で分岐するとき

ウ 1日最大使用水量が10 m³を超えるとき。（アパート等）

エ 受水槽を設置するとき。

オ 中高層建物直結給水のとき。

カ 口径25mm以上のメーターを設置するとき。（一般住宅を除く）

キ その他管理者が必要と認めたとき。

④利害関係人の承諾書

申込者と同意者を確認し、申込書〈様式第1号〉の承諾書欄に記入してもらうこと。

※欄が不足する場合は承諾書（資料14号）を使用すること。

ア 土地・家屋承諾

他人の土地又は家屋に給水装置を設置する場合

イ 分岐承諾

他人の給水装置から分岐する場合（水圧等は、指定工事事業者で調査のこと）

（３）給水装置工事施行承認申込書の申請図

申請図は、現地調査のうえ作成すること。

また、既設給水装置がある場合は、現況により作成のこと。

①申請図には次の事項を記入すること。

ア 位置図

イ 申請箇所（道路区分、舗装の別）

ウ 給水図面の番号

エ 配水管の管種口径

オ 給水管の口径、管路、給水栓数、水抜栓、止水栓、逆止弁、メーター口径

②申請図は、次のものでよい。

ア フリーハンド等で書いたもの……給水装置工事図面（例－１）

イ 既設のしゅん工図を利用したもの（変更する部分を朱書きとする）

ウ 建築業者の設計図等を利用したもの（関係部分を朱書きとする）

（４）工事の申込み取消し

①申し込みをした給水装置が、申込者の都合で取消しする場合は「給水装置工事申込み取消届」（様式第３号）を局に提出すること。

②工事取消しにより手数料及び加入金の還付が生じる場合は、還付金に関する「委任状」〈資料１５号〉を局に提出すること。

（５）自家用水道等を上水道に切り替える場合

自家用水道（井戸水）など使用者が上水道に切り替える場合及び受水槽以下を直結式給水とする場合は「調査書」〈資料１６号〉を提出すること。

①切り替えをする場合は、給水装置工事施行承認申込書（様式第１号）と申請図を提出すること。

②構造、材質及び用具が適合していない場合は、工事申込み前までに改造又は取替工事をすること。

（６）工事の施行承認

①手数料及び加入金のお知らせを局より指定工事事業者宛ファックスにて送信するので、それにより局に納入されれば施行承認となる。

②承認と同時に給水装置工事施行承認申込書（原本）を戻すので、しゅん工するまで指定工事事業者が保管すること。

なお、副本については局で保管する。

3 分岐工事

分岐工事は、給水装置からの汚染等のないよう安全性を確保できる施工をしなければならない。

(1) 分岐・配管施工者

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることはないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。（施行規則第36の2）

①分岐穿孔、配管作業に従事する者は、事前に確認書類を提出し登録すること。

ア 分岐・配管作業確認の書類、下記講習会等の終了証

- ・（財）給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能講習会修了者
- ・日本水道協会東北地方支部旧資格の1級配管技士
- ・日本水道協会東北地方支部旧資格の配管技士
- ・日本水道協会東北地方支部旧資格の2級配管技士で水道事業者等の分岐穿孔講習会修了者
- ・職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士
- ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者

(2) 分岐立会い

①次の場合には、局が立会うので、実施予定日の3営業日前までに連絡のこと。

ア 分岐口径 75mm 以上のもの

イ 10 戸以上の断水を伴うもの

ウ 仕切弁等の操作をするとき

エ その他必要と局が判断する分岐工事

② 分岐立会いは、「福島市上下水道局給水工事分岐等立会要綱」及び「分岐等立会確認細目」に基づき行うものとする。

③ 分岐工事に伴う道路占用許可、申請書作成及び道路使用許可の申請は指定工事事業者が行うものとする。

(3) 分岐工事日・分水止工事日の決定

①断水を伴う場合

主任技術者は実施予定日の3営業日前まで断水届（資料18号）・道路占用許可書及び道路使用許可書等を持参し局と協議のうえ実施日を決定すること。

②断水が発生しない場合

主任技術者は工事箇所把握のため、実施日の3営業日前まで局へ連絡すること。

なお、実施日の変更が発生した場合には、①、②とも局へ連絡すること。

(4) 分岐工事等の写真の撮り方

①分岐工事の適正な施工について確認するため、主任技術者は分岐完成部の写真を撮り、しゅん工図と同時に提出すること。

なお、撮影にあたっては下記の標示板を用いること。

②分岐工事の写真は、標示板に必要事項を記入し、状況が判断できるように撮影すること。

③サドル付分水栓等の片締がないことが判断できるよう撮影すること。

④施工写真は、穿孔状況・コア挿入、完了状況の写真を台紙に整理し提出すること。

〇〇宅給水装置工事	
工 事 名	口径 mm分岐工事
設 置 場 所	福島市五老内町3番1号
申 込 者	〇 〇 〇 〇
施工年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
施 工 業 者	△△△△水道工事店
主任技術者	□ □ □ □
備 考	本管φ mmよりφ mm 分岐

4 メーター交付

メーターは、需要者が使用する水量を積算し料金算出の基礎となるものであるから、適正な計算を確保できるよう設置しなければならない。

- (1) メーターは、承認された給水装置に交付する。
- (2) メーター交付日は、メーターを必要とする10日前より受付する。
- (3) メーター交付日は、次の方法で行うものとする。
 - ①工事用としてメーター交付を受ける場合は、交付日午前9時まで「水道使用申込書」を持参のうえメーター交付を受けること。（様式第4号）
- (4) 交付されたメーターは当日必ず取付けること。
- (5) 交付されたメーターに損傷、機能の異常等が起こらないよう留意すること。
- (6) 一般住宅等で工事用としてメーターの設置を要する場合は、本設メーターを使用すること。
- (7) 「〇〇」地内でメーターの交付を受けた場合、住所表示が確定次第速やかに届けること。

5 しゅん工図

しゅん工図は、給水装置工事の完成した装置を正確に図面化し、給水装置の管理、供給条件及び給水の適正を確保するため、しゅん工図を作成するものである。

- (1) 給水装置工事のしゅん工図は、次のものとする。
 - ①新設工事 位置図、平面図、（立面図）……………給水装置図面（例－2・3）
 - ②改造工事 位置図、平面図、（立面図）……………給水装置図面（例－4・5・6）
 - ③撤去工事 位置図、平面図 ……………給水装置図面（例－7）
 - ④給水本管工事 位置図、平面図、配管詳細図……給水装置図面（例－8）ただし、立面図については、アパート等の建築物に限り提出するものとする。
- (2) しゅん工図は、「給水装置工事施行承認申込書」に製図し提出すること。ただし、開発行為等による大規模な給水工事については、局の指定した図面袋により提出すること。
- (3) しゅん工図作成にあたっては、既設の給水装置全体を明記して作成すること。
- (4) 図面の作成
 - ①位置図
給水装置工事の設置場所を表示するものであることから、住所、氏名を記入し矢印でその位置の確認を容易にするため、方位と目標物を必ず記載すること。
 - ②平面図
完成した給水装置と住宅等建物の関係、配水管からの分岐位置等を明確にし、維持管理に支障をきたさないよう、下記より作図すること。

ア 縮尺は、100分の1・150分の1・200分の1とする。

ただし、大規模工事（開発行為等）の場合は、500分の1でもよい。

イ 道路の種別、舗装の別、道路及び側溝等の寸法。

ウ 配水管の位置、管種、口径等は、記号及び文字表示とすること。

エ 改良工事において撤去された給水管等については作図しないこと。
ただし、撤去工事における撤去部分の給水管等については作図するものとする。

オ 玄関口を記号表示し、メーター、止水栓等の位置は道路端、構造物等から実測してその寸法を10cm単位で記入すること。

カ 給水栓は直径2mm程度の○印でその位置を表し、番号により水栓名を記入すること。

キ 給水装置を設置する建物は、その間取り、同一敷地内の構造物・境界等を記入すること。

ク 受水槽以下の給水設備については、「13. 受水槽以下の給水設備」を参照すること。

③立面図

アパート等で、給水装置が輻輳する場合に限り、平面図に対し、45°に見たときの平面をそのまま立体図で当てはめ描いた立面図を提出すること。

6 しゅん工検査

水道法等に基づいて完成した給水装置が安全で適正な施工であるか検査するものである。

- (1) 検査の方法は、通水可能となった給水装置について行うもので、漏水の有無の確認・工法の検査・使用資材の確認・機能の検査・水質・水圧の検査等を行うものである。
- (2) 新設工事等は必ず入居前にしゅん工検査を受け合格しなければ供給はできない。
- (3) 検査の時期は、給水装置工事の進捗により、分岐、埋設管、立上り管、給水栓取付等が完了したときとする。
- (4) 工事用のメーター設置後には給水装置の指定工事事業者における社内検査及び水質検査を実施し局に速やかに報告すること。
- (5) しゅん工検査で行う水質検査項目は、遊離残留塩素、臭気、味、色、濁り等とする。
- (6) 検査を受けようとする場合には主任技術者は、「給水装置工事施行承認申込書」にしゅん工図を製図し、分岐工事写真を添付のうえ検査予定日の3営業日前まで局に提出し、検査実施日を協議すること。
なお、検査当日は、午前9時まで確認の電話連絡をすること。
- (7) 中間検査を実施する場合には、あらかじめ局より連絡する。
- (8) しゅん工検査日には指定工事事業者においてあらかじめ水圧テストポンプを設置し、加压状態で局の検査を受けられるよう準備しておくこと。
- (9) 承認後に申込者より給水栓の変更等の要望があった場合は、主任技術者は直ちに局と協議すること。
- (10) しゅん工検査完了による「給水装置しゅん工検査通知書」は必ず申込者に送付すること。(検査要綱様式第2号)

- (1 1) 改造工事等で給水栓 2 栓までの工事及び撤去工事については社内検査し、しゅん工図と「給水装置社内しゅん工検査結果書」及び写真添付のうえ提出すること。(資料 17 号)
ただし、自家水との切替工事については、調査表及び写真添付のうえ本検査同様に現地調査とする。(資料 16 号)

なお、社内検査については局で指示する。

- (1 2) 社内検査の写真は、標示板に必要事項を記入し工事状況が判断できるよう撮影すること。

- ①配管状況・埋設深度
- ②保温状況
- ③器具取付状況
- ④その他付随する工事(メーター移設、水抜栓設置等)も状況が判断できるものとする。

7 道路及び河川等の占用許可・使用許可申請の手続き

工事着手前に、道路管理者の占用許可及び所轄警察署長の道路使用許可を受けなければならない。また、河川敷等、道路管理者以外の管理地を掘削占用する場合は、その管理者又は所有者の占用許可若しくは承諾を得る必要がある。

(1) 申請時期

- ①国・県・市道等の道路占用許可申請の時期は、給水装置工事施行承認申込書と同時に道路占用許可申請書を提出し、局が道路管理者に申請を行うこと。
- ②道路使用許可申請の時期は、道路占用許可を添付し、工事着工前に所轄の警察署に施工業者が申請を行うこと。
- ③河川・軌道用地等の占用許可申請については、計画時に局と協議すること。

(2) 国・県・市道等の道路占用許可・道路使用許可申請

- ①道路占用許可申請・協議書
- ②申請用写真は、占用場所と道路との関係が判断できるよう風景を入れて撮影したものを添付すること。〈国・県道のみ〉
- ③申請用図面は、位置図、平面図及び掘削断面図を添付すること。

ア 国道 4 部

イ 県道・市道 3 部(市道の 46 条がある場合は別途追加)

- ④申請用地図(国道のみ)

「国土地理院」発行の 1/50,000 の地図に申請地を明記し添付すること。

(3) その他の手続

- ①提出書類

ア 着工届 3 日前までに局に提出すること。

国道〈資料 21 号〉 県道〈資料 22 号〉 市道〈資料 23 号〉

イ 完了届 工事完了後 14 日以内に局に提出すること。

国道〈資料 24 号〉 県道〈資料 25 号〉 市道〈資料 26 号〉

(4) 市道における写真の撮り方

①工事

- ア 着工前（2方向から2枚以上）
- イ 安全対策（申請時の安全対策に基づき）
- ウ 道路占用許可標示板
- エ 舗装切断状況及び切断後寸法検測（箱尺等使用）
- オ 舗装取壊状況及び積込状況
- カ 掘削・積込状況及び深度検測（箱尺等使用）
- キ 埋設管深度検測（箱尺等使用）
- ク 保護砂敷均状況
良質土、管上 20cm まで、ただし、本管φ75mm 以上は 2 回に分けること。
- ケ 転圧状況
- コ 転圧後の検測
- サ 切り込み砕石敷均状況（1 回目）
- シ 転圧状況
- ス 転圧後の検測
- セ 2 回目以降も同様に反復して道路面まで実施する。（何回目と記入のこと）
- ソ 標示シート（道路面から 40cm の位置とする）
- タ 仮復旧（加熱合材、常温合材）
 - （ア）アスファルト合材敷均状況
 - （イ）転圧状況
 - （ウ）転圧後
 - （エ）路面標示復旧（ペンキ）状況
- チ 仮復旧完了後（2方向から2枚以上）

②本復旧

- ア 着工前（2方向から2枚以上）
- イ 道路占用許可標示板
- ウ 安全対策
- エ 舗装切断状況及び切断後寸法検測
- オ 舗装取壊・積込状況
- カ 転圧状況及び転圧後深度検測
- キ 採石敷均状況
- ク 転圧状況及び転圧後深度検測
- ケ 現場密度試験（100m毎に）
- コ プライムコート・タックコート散布状況及び完了後
- サ 保護砂散布状況及び完了後
- シ アスファルト到着温度
- ス アスファルト敷均状況及び敷均後温度
- セ 転圧状況
- ソ 区画線引
- タ 竣工（2方向から2枚以上）
2 層式及び 3 層式の場合は 1 層式の転圧状況後
- チ 転圧後深度検測
- ツ プライムコート・タックコート散布状況及び完了後
以下同じ（保護砂散布はなし）

(5) 国・県道における写真の撮り方

国土交通省管轄 … (4・13号・西道路)

県北建設事務所管轄 … (その他の国道・県道)

①工事

- ア 着工前(2方向から2枚以上)
- イ 安全対策(申請時の安全対策に基づき)
- ウ 道路占用許可標示板
- エ 舗装切断状況及び切断後寸法検測(箱尺等使用)
- オ 掘削状況(箱尺等使用)
- カ 柱状写真・柱状図(箱尺等使用)※舗装厚、上層路盤厚、下層路盤厚、その他を記入
- キ 配水管埋設深度検測(箱尺等使用)
- ク 防護管深度検測(箱尺等使用)側溝横断等の場合
- ケ 保護砂敷均後の検測(箱尺等使用)(国土交通省のみ)
良質土を使用し何回目かを記入
- コ 転圧状況
- サ 転圧後の検測(箱尺等使用)
- シ 切込碎石敷均の検測(国土交通省のみ)
何回目かを記入。
- ス 転圧状況
- セ 転圧後の検測(箱尺等使用)
- ソ 2回目以降も同様に反復して道路面まで実施する。
- タ 標示シート(道路面から40cmの位置とする)
- チ 仮復旧(車道・加熱合材、歩道・常温合材)
- ツ 仮復旧完了後(着工前)の写真と同一方向のものとする)

②本復旧

- ア 着工前(2方向から2枚以上)
- イ 安全対策(申請時の安全対策に基づき)
- ウ 舗装切断中
- エ 舗装切断後(寸法記入)(箱尺等使用)
- オ 掘削状況
- カ 路盤工転圧状況
- キ 路盤工転圧後検測
- ク 上層路盤工転圧状況
- ケ 上層路盤工転圧後検測
- コ プライムコート塗布状況
- サ プライムコート塗布後
- シ 粗粒度アスコン到着温度検温
- ス 粗粒度アスコン舗設温度検温
- セ 粗粒度アスコン転圧状況

- ソ 粗粒度アスコン転圧後検測
- タ タックコート塗布状況
- チ タックコート塗布後
- ツ 密粒度アスコン到着温度検温
- テ 密粒度アスコン舗設温度検温
- ト 密粒度アスコン転圧状況
- ナ 竣 工

8 給水装置工事施行承認申込書の取消手続き

給水装置工事が予測できない事象により工事の継続が困難になり取消しするものである。

- (1) 受付（事務審査）で設計審査手数料がかかる。
- (2) 不承認であっても設計審査手数料を徴収するものとする。
- (3) 工事承認後の工事取り消しは設計審査手数料以外を還付する。
- (4) メーター出庫後は水道料金が発生するため取消しできないものとする。

なお、書類の提出前に必ず給水装置係と協議すること。